

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第19号

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する教職員」の右に「(同項第2号に掲げる者を除く。)」を加える。

第4条第1項第2号中「傷病」を「任期が満了したことにより退職した者及び傷病」に改め、「退職した者」の右に「並びにこれらに準じる者として別に定めるもの」を加え、同項第3号中「第37条第2項」の右に「(第16条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「教職員」の右に「(教職員条例第38条に規定する教職員を除く。)」を加える。

第8条に次の1号を加える。

(3) 教職員条例第38条に規定する教職員

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(準用)

第17条 教職員条例第38条に規定する教職員の退職手当の支給制限等については、同条例第37条第2項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の退職手当に関する規則の規定(同規則第17条を除く。)は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)